

岡山大学教育学部附属特別支援学校PTA会則

- 第1条 この会は、岡山大学教育学部附属特別支援学校（以下「本校」という。）PTAという。
- 第2条 この会は、事務所を本校に置く。
- 第3条 この会は、家庭と協力して、児童生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 児童生徒の福利、厚生及び進路指導等に関すること。
 - 2 教育条件の整備、充実に関すること。
 - 3 会員の研修、親睦等に関すること。
 - 4 その他この会の目的を達成するために必要と認められること。
- 第5条 この会は、本校児童生徒の保護者及び本校の職員をもって組織する。
- 第6条 この会に次の役員を置く。
- 1 会長1 副会長3名程度 役員8名程度 監査2 会計1 書記3 とする。
 - 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
 - 3 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員任期は、次のとおりである
- 1 会長は、会務を総括し、会議を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
 - 3 役員は、会務を実行する。
 - 4 監査は、経理を監査する。1名は役員、1名はPTA担当教頭とする。
 - 5 会計、書記は、この会の会計、その他の事務に従事する。
- 第8条 役員は次によって選出する。
- 1 会長、副会長及び監査は、総会において選出する。副会長のうち1人は、本校副校長とする。
 - 2 会計、書記は、会長が委嘱する。
- 第9条 この会に顧問を置き、そのうち1人は本校の校長とし、その他については評議員会の議を経て会長が委嘱する。
- 第10条 この会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。
- 1 総会は、年1回開催するが、必要に応じて臨時に招集することができる。総会は、会則の改正及び予算・決算を承認するとともに、この会の重要事項を議決する。
 - 2 評議員会は、必要に応じて、随時、招集する。緊急を要するときは、評議員会の議決をもって総会の議決にかえることができる。ただし、次の総会で承認されないときは、その後は無効とする。
- 第11条 この会の経費は、会費及び寄付金をもってあてる。本校に初めての入学時に入会として5,000円を徴収する。月会費は会員1人につき月額500円とする。
- 第12条 この会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 この会の事業実施及びこの会の運営にあたって必要な事項は、別に細則で定める。

附則

- 1 この会則は、昭和40年4月1日から実施する。
- 2 この会則は、昭和44年5月2日に改正し、昭和44年4月1日から適用する。
- 3 この会則は、昭和45年5月9日に改正し、昭和45年4月1日から適用する。
- 4 この会則は、昭和47年5月4日に改正し、昭和47年4月1日から適用する。
- 5 この会則は、平成7年5月11日に改正し、平成7年4月1日から適用する。
- 6 この会則は、平成19年5月10日に改正し、平成19年4月1日から適用する。
- 7 この会則は、平成27年5月7日に改正し、平成27年4月1日から適用する。
- 8 この会則は、平成29年5月11日に改正し、平成29年4月1日から適用する。
- 9 この会則は 令和3年5月6日に改正し、令和3年4月1日から適用する。